

日本金属学会 新公益法人制度における最初の代議員の選挙に係る規程

(目的)

第1条 この法人は、新公益法人制度への移行に際し新たに代議員制度を導入するので、移行時の最初の代議員の選挙を公正かつ適切に行うため、理事会の決議によりこの規程を定める。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 最初の代議員の選挙を行うため、代議員選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）を設置する。

2 選挙管理委員会の委員長及び委員は、正員の中から、会告により応募した者で、特別な利害関係を有しない者から選任する。ただし定数に満たなかった場合又は応募がなかった場合は、当該代議員選挙に立候補しない理事のうちから選任することができる。

3 委員の定数は、委員長を含め3名とする。委員の応募者が定員を超えた場合は年長の順に、年令が同じ場合は会員歴の長い順に3名をとる。

4 事務局は事務局長及び庶務担当者とする。

(地区別選挙及び定員並びに任期)

第3条 代議員選挙は、地区別に行う。

2 各地区的選挙定員は、前事業年度末の当該地区の正員50人に1人とし、端数は四捨五入する。

3 前項の選挙定員のうち、半数の任期はこの法人が新公益法人制度における法人への移行登記の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、残りの半数の任期はこの法人が新公益法人制度における法人への移行登記の日から2年以内に終了する事業年度のうち最初のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(代議員候補者の資格)

第4条 候補者の資格は次による。

- (1) 現行の定款に基づく評議員の過去及び現在の選任結果とは、関係なく資格を有する。
- (2) この選挙が実施される年度の正会員の会費を納入した正会員であること。
- (3) 所属地区以外の地区的候補者になることはできない。
- (4) 自ら立候補する者であること。

(選挙に係る会告)

第5条 この法人は、会報に選挙管理委員会の委員長及び委員の募集を会告する。

2 選挙管理委員会は、会報に代議員候補者の募集を会告する。

(候補者の募集及び受付)

第6条 代議員候補者は、立候補を選挙管理委員会に文書で期日までに届け出るものとする。

2 前項において、候補者はこの法人の正会員を代理人として届けることができる。

3 立候補受付開始以降に、選挙管理委員会に立候補届出の文書が到着した順を、立候補受付順

とする。

(選挙方法)

第7条 選挙管理委員会は、前項によって届け出られた候補者を立候補受付順に記載した候補者一覧を作成し、投票用紙に記載する。

2 選挙は会報に綴じ込んである投票用紙を使用し、選挙管理委員会に送付することによって行う。

3 期日までに送付したことが証明できる投票は、期日までに投票したものとみなす。

(選挙の開票)

第8条 次の各号の一に該当する投票は無効である。

(1) 所定の用紙を使用していないもの

(2) 地区別の選挙定数に過不足のある投票 ただし候補者数が選挙定員数に満たない地区は除く。

(3) 当該地区の立候補者以外の候補者を記載したもの

(4) 期日までに投票しなかったもの

2 代議員選挙は、投票数に係らず、有効とみなす。

3 地区の候補者数が、地区の選挙定員に満たない場合でも、投票数の過半数を得た者を選任しなければならない。

4 各地区的得票上位の者から順に選挙定員までをとり、次点者を各地区的補欠とする。

(選挙の確定)

第9条 選挙結果は、社員総会での報告をもって確定する。

(選挙結果の会告)

第10条 選挙結果は、社員総会で報告後、この法人の会報に会告しなければならない。

(選挙管理委員会の関与)

第11条 この規程に疑義が生じた場合は、選挙管理委員会で協議する。

(規程の改廃)

第12条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(運用の定め)

第13条 この規程の運用に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附則

1. 平成23年8月10日 制定（第872回理事会決議）

2. 平成23年9月29日 承認、施行（平成23年度第1回臨時社員総会）